

平成26年6月吉日

- 相続税が変わるとどれくらいの財産で相続税がかかるの？
- 相続税の負担を減らす方法は？
…などなど気になる方は是非どうぞ！



弁護士法人
新潟第一法律事務所
Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)
新潟市中央区新光町10-2
技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】 電話 025-280-1111

～ミニ・セミナーのご案内～
税理士と弁護士による

「税制改正後の相続に備えるために、今必要なこと」

拝啓 初夏の候、皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、7月のミニセミナーは、税理士法人新潟合同事務所の渡辺日奈子先生をお迎えし、平成27年1月1日に施行される相続税制改正について、その内容と対策について、ご講義いただきます。改正後は、相続税を納めなければならない人が1.5倍に増えると予想されています。これまで自分には関係ないと思われていた方も、この機会に、財産の遺し方だけでなく、ご自身やご家族のライフプランについて、考えてみてはいかがでしょうか。

なおこのセミナーは、ニピイ(新潟市勤労者福祉サービスセンター)との共催です。ニピイ加入事業所に勤務の方は、ニピイに直接お申し込み頂いても構いません。(その場合の参加費は500円です。)

参加希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて7/14(月)までにお申込み下さい(先着20名様限定) 敬具

<講師> 税理士 **渡邊 日奈子** 先生 税理士法人新潟合同事務所 駅南事務所 所属
 弁護士 **角家 (かどや) 理佳** 当事務所 家事チーム主任

<日時> 平成26年7月15日(火) 午後3時～4時30分

<会場> 技術士センタービル I-8階 A会議室
 新潟市中央区新光町10-2 (県庁近く) *駐車場あり

<参加費> 1,000円(税込み) お二人目からは500円

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、8月26日(火)午後3時～を予定しています。
「一緒に考えよう! 「事業承継」(仮題)」 講師: 弁護士 佐藤 明

FAX(025)280-1552【税制改正後の相続に備えるために、今必要なこと セミナー申込用紙】

参加者氏名			
住所	(〒 -)		
電話	(当方からご連絡してもお差し支えない番号のご記入をお願い致します)	FAX	(受講票をお送り致しますので、お差し支えの方はご記入不要です)
質問事項			

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい ・ 今後の案内は不要]